

## (5) 森林環境譲与税の使途に関する活用方針

- 1) 森林環境譲与税(以下、「本税」という。)の活用に関する基本的な活用施策
  - ① 間伐や林内作業に必要な林内路網の整備などを実施することにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る。
  - ② 森林・林業の人材育成・担い手対策を進める。
  - ③ 本町の実行体制の充実を進める。
  - ④ 炭素固定及び森林整備の促進に貢献する木材の利用を促進する。
  - ⑤ 森林・林業についての普及啓発を進める。

## 2) 事業の優先度

本税の使途が多岐にわたる一方、整備が必要な人工林が多くを占める本町の状況や、森林環境税が創設されるに至った経緯などを考慮すると、森林整備への効果が高いものを使途として優先して位置づけることが適当である。そのため、地域の実情を踏まえつつ、当面、以下の優先順位を基準として具体的な使途として活用する。

## 【優先順位】

【高】①森林整備

【中】②木材利用の促進、③町の実行体制整備

【低】④人材育成・担い手対策、⑤普及啓発

## 3) 使途に関する留意事項

## ①森林整備の促進

本計画Ⅱ第5-4「森林経営管理制度の活用に関する事項」に基づく、森林整備やその他、森林整備を促進するための事業費に充てる。

## ②木材の利用の促進

木材利用の促進が本税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財源であることに鑑み、町が実施する木造公共建築物の整備や、県産材を活用した公共施設等の木質化、エネルギー利用として地域木材を活用した木質バイオマスの活用など、公益性・公共性の高い取組に対し優先的に充てる。

## ③町の実行体制整備

森林整備を円滑に推進するため、地域林政アドバイザーの雇用や、林務担当職員の技術力向上にかかる研修、本税関連事業の執行上必要となる人件費や協議会(検討会等)の運営費及び備品整備などの経費に充てる。

## ④担い手の確保及び育成

森林整備を円滑に推進するためには、林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上が不可欠となる。このため、これらの対策に要する経費に充てる。

## ⑤森林の有する公益的機能に関する普及啓発

町民や都市住民への森林整備の理解醸成に必要な普及啓発活動(木育活動含む)に要する経費に充てる。

## ⑥協議会(検討会等)

本税の使途については原則①～⑤とするが、必要に応じて関係団体等を構成員とする協議会(検討会等)を開催し、活用方法を検討するものとする。